

特定非営利活動法人キッドプレナーラボ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人キッドプレナーラボという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府堺市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、「子ども起業教育」を通じ、子どもたちが「自己表現力」「共感力」「創造力」「行動力」の4本柱を育み、地域社会およびグローバル社会に参画・貢献できる人材の育成に関する事業を行うとともに、地域の次世代育成および地域活性化に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 子ども起業体験ワークショップの開催
- (2) 地域企業・専門家等と連携した教育プログラムの企画及び運営
- (3) プレゼンテーション・発表会・展示会等の実施
- (4) 教材・教育コンテンツの開発・普及
- (5) 子ども・保護者・教育関係者を対象とした講演・研修の実施

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上

(2) 監事 1名以上

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。
第 46 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 やむを得ない理由により総会に行くことができない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）等の方法により表決することができる。
- 4 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第47条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面、電磁的方法又はオンライン会議システム等の方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。
- 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 32 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があつたときは、その日から

15日以内に理事会を招集しなければならない。

- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長が選任できる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム等の方法により表決することが出来る。
- 4 前2項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わる事ができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面、電磁的方法又はオンライン会議システム等の方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第 39 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 40 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする

(事業計画及び予算)

第 41 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 42 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 43 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 44 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- (1) 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 45 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 46 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 47 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 48 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 49 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第 50 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 51 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 52 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

| | |
|------|--------|
| 理事長 | 深沢 久範 |
| 副理事長 | 田島 香織 |
| 理事 | 上野 みどり |
| 同 | 松尾 優子 |
| 同 | 松田 映子 |
| 同 | 中村 洋子 |
| 監事 | 加藤 慧太 |

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 9 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 41 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 45 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員入会金 0 円
正会員会費 5,000 円 (1 年間分)
 - (2) 賛助会員入会金 0 円
賛助会員会費 3,000 円 (1 年間分)

役員名簿

特定非営利活動法人キッドプレナーラボ

| 役職名 | ふりがな 氏名 | 住所又は居所 | 報酬の有無 |
|-----|--------------------|--------|-------|
| 理事 | ふかざわ ひきのり 深沢 久範 | | 無 |
| 理事 | たじま かおり 田島 香織 | | 無 |
| 理事 | うえの みどり 上野 みどり | | 無 |
| 理事 | まつお ゆうこ 松尾 優子 | | 無 |
| 理事 | まつだ えいこ 松田 映子 | | 無 |
| 理事 | なかむら ひろこ 中村 洋子 | | 無 |
| 監事 | かとう けいた 加藤 慧太 | | 無 |

設 立 趣 旨 書

特定非営利活動法人キッドプレナーラボ
設立代表者 深沢 久範

1 趣 旨

この法人は、「子ども起業教育」を通じ、子どもたちが「自己表現力」「共感力」「創造力」「行動力」の4本柱を育み、地域社会およびグローバル社会に参画・貢献できる人材の育成に関する事業を行うとともに、地域の次世代育成および地域活性化に寄与することを目的としています。

現代社会において、子どもたちが自分の「好きなこと」を原点に、自ら課題を見つけ解決していく「起業家精神（アントレプレナーシップ）」を身に付けることは、変化の激しい時代を生き抜くために不可欠です。

私たちは2021年4月より、学校では教わらない「生き抜く力」を親子で学ぶ必要性を提唱し、2023年6月に任意団体「キッドプレナーラボ」を設立しました。これまで、子どもたちがバーチャル会社を設立するワークショップや、行政公認の「子ども起業大学」、国内最大級の展示会での「未来の文房具アイデアコンテスト」など、多角的な視点を養う体験を提供してまいりました。

これらの活動を通じ、希望を失いかけていた子どもが自信を取り戻し「生きててよかった」と語るほどの劇的な成長を遂げるなど、自己肯定感の向上と社会参画の意識変容において大きな成果を上げています。

また、能登半島地震への支援活動等を通じて、子どもたちが社会に貢献する喜びを感じる機会も創出してきました。

現在、私たちの活動は堺市・枚方市・大阪市や各教育委員会からの後援を受けるとともに、公的な信頼が高まっており、月面輸送計画への参画など活動の場もグローバルかつ宇宙規模へと広がっています。今後、より持続的かつ透明性の高い組織として、行政や民間財団との連携を深め、より多くの子どもたちに「明るく希望に満ちた未来」を届けるため、特定非営利活動法人を設立することを決意いたしました。

2 申請に至るまでの経過

- 2021年4月：アントレプレナーシップ教育の必要性を提唱しチームを立ち上げる。
- 2023年6月5日：任意団体「キッドプレナーラボ」を設立。
- 2023年9月～11月：実践型ワークショップ「こどもがつくるこどもの会社」を開催。
- 2024年6月～：堺市・枚方市等の後援を受け、助成金採択事業「こども起業大学」をスタート。
- 2024年初頭：能登半島地震支援を行い、その様子が北國新聞に掲載される。
- 2025年3月～：「未来の文房具アイデアコンテスト」を開始し、社会発信の場を拡大。
- 2026年3月：組織基盤の強化と社会的信頼の確立のため、特定非営利活動法人の設立申請に至る。

初年度事業計画書

(成立の日から 令和9年3月31日まで)

特定非営利活動法人キッドプレナーラボ

I 事業の実施方針

本法人は、「子ども起業教育」を通じ、子どもたちが「自己表現力」「共感力」「創造力」「行動力」の4本柱を育み、地域社会およびグローバル社会に参画・貢献できる人材の育成に寄与することを基本方針とする。

設立初年度は、これまで任意団体として培ってきた「こどもがつくるこどもの会社」や行政公認プログラム「こども起業大学」等の実績を基盤に、組織の法人化による社会的信頼を活かした事業展開を行う。

具体的には、国内最大級の文房具展示会における「文房具アイデアコンテスト」の実施や、地域企業・行政と連携した体験型プログラムの運営を通じて、子どもたちが主体的に社会と関わり、自己効力感や他者への共感力を高める機会を創出する。

また、翌年度からは、教材・教育コンテンツの開発や、保護者・教育関係者を対象とした講演・研修活動を並行して行い、子どもたちのチャレンジを地域全体で支える「共有環境」の構築を目指すとともに、持続可能な組織運営に向けた基盤整備に注力する。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 子ども起業体験ワークショップの開催

【内容】 小中学生を対象に、協力企業の商品やサービスを題材として、子どもたちがグループごとにバーチャル会社を設立し、社名、理念、役割分担等を自ら考えながら、新たな商品又はサービスの企画立案及び提案を行う「こどもがつくるこどもの会社」等の起業体験ワークショップを実施する。

本事業では、企業活動の基本的な流れや役割を疑似的に体験しながら、身近な課題や社会のニーズに対して自分たちなりの解決策を考え、企画としてまとめる過程を通じて、子どもたちの創造力、主体性、協働力、課題解決力及びコミュニケーション力の育成を図る。

また、グループ討議、企画書作成、発表準備、プレゼンテーションコンペ及び振り返りまでを一連の学びとして実施することで、実践的な社会参加意識を育むとともに、自己肯定感及び挑戦意欲の向上につなげる。

【実施場所】 オンライン並びに堺市内の公共施設、貸会議室、地域交流施設、協力企業の会議室その他適切な場所

【実施日時】 成立の日から令和9年3月31日まで（期間中1回）

【事業の対象者】 小中学生、保護者

【収入】 「こどもがつくるこどもの会社」（6時間×2日）

参加費：160,000円（10,000円×16名）

寄付金：30,000円

助成金：150,000円

計：340,000円

【支 出】 協力企業謝礼：20,000 円
人件費：120,000 円(10,000 円×6 名×2 日)
交通費：18,000 円(1,500 円×6 名×2 日)
会場費：30,000 円(15,000 円×2 日※備品レンタル含む)
広告宣伝費：46,000 円(PRESS リリース/PV/動画/チラシ制作・印刷)
教材制作費：28,000 円(テキスト制作・印刷)
通信費：3,000 円(参加者資料送付)
消耗品：6,000 円(賞状・ネームプレート)
計：271,000 円

(2) 地域企業・専門家等と連携した教育プログラムの企画及び運営

【内 容】 地域企業、事業者、専門家その他関係団体と連携し、子どもたちが実社会の仕事や社会課題、多様な生き方及び働き方に触れながら学ぶことができる教育プログラムの企画及び運営を行う。
本事業では、協力企業等との連携による体験型学習に加え、専門家を講師に招いた社会学習プログラム「こども起業大学」等を実施し、子どもたちが起業家精神、社会理解、表現力及び課題解決力を育む機会を提供する。
また、講師及び協力先との連絡調整、実施体制の整備、プログラム内容の設計、広報、参加者募集、当日の運営並びに事後の振り返り等を一体的に行うことにより、継続的かつ地域に根差した教育活動を推進する。
必要に応じて保護者にも学びを共有できる機会を設け、家庭及び地域における教育理解の促進にもつなげる。

【実施場所】 オンライン並びに堺市内外の公共施設、貸会議室、教育施設、協力企業事業所
その他適切な場所

【実施日時】 成立の日から令和9年3月31日まで(期間中1回)

【事業の対象者】 全国の小中学生

【取 入】 「こども起業大学」
参加費：30,000 円(1,000 円×30 名)
助成金：80,000 円
計：110,000 円

【支 出】 講師謝礼：10,000 円(1 名)
人件費：30,000 円(5,000 円×6 名)
会場費：5,000 円
宣伝広告費：13,000 円(PV/動画/チラシ制作・印刷)
教材制作費：10,000 円(テキスト制作)
参加者記念品：9,000 円
通信費：4,200 円(記念品送料)
計：81,200 円

(3) プレゼンテーション・発表会・展示会等の実施

【内 容】 子どもたちが自らの発想や学びの成果を社会に向けて発信する機会として、プレゼンテーション大会、発表会、展示会、作品コンテスト等を実施する。本事業では、「文房具アイデアコンテスト」等を通じて、子どもたちが考案した文房具のアイデアを作品として応募及び発表し、その成果を来場者、審査員、協力企業その他関係者に広く紹介する機会を設ける。応募、審査、発表準備、本番発表、表彰までの一連の過程を通じて、子どもたちの表現力、発信力、論理的思考力及び挑戦する力の育成を図るとともに、自らの考えや作品が社会に受け止められる経験を通じて、自信及び達成感の向上につなげる。また、必要に応じて発表に向けた支援や助言を行い、子どもたち一人ひとりの成長を後押しするとともに、子どもの可能性や地域とのつながりを広く社会に発信する。

【実施場所】 オンライン並びに堺市内外の展示会場、イベント会場、公共施設、文化施設
その他適切な場所

【実施日時】 成立の日から令和9年3月31日まで（期間中1回）

【事業の対象者】 全国の小中学生

【収 入】 「文房具アイデアコンテスト」
参加費：50,000円(1,000円×50名)
寄付金：80,000円
正会員会費：60,000円
賛助会員会費：15,000円
計：205,000円

【支 出】 審査員謝礼：20,000円
賞品：31,600円(優勝賞品・参加賞)
人件費：20,000円(5,000円×4名)
交通費：34,000円(新幹線30,000円・在来線1,000円×4名)
会議費：10,000円(参加者打合せ用弁当代1,000円×10名)
宣伝広告費：46,000円(PRESSリリース/PV/動画/チラシ制作・印刷)
控室レンタル：16,000円(備品含む)
通信費：3,000円
消耗品：2,000円
計：182,600円

(4) 教材・教育コンテンツの開発・普及 開発に向けた準備・検討

(5) 子ども・保護者・教育関係者を対象とした講演・研修の実施 準備・検討

翌年度事業計画書

(令和9年4月1日から令和10年3月31日まで)

特定非営利活動法人キッドプレナーラボ

I 事業の実施方針

本法人は、「子ども起業教育」を通じ、子どもたちが「自己表現力」「共感力」「創造力」「行動力」の4本柱を育み、地域社会およびグローバル社会に参画・貢献できる人材の育成に寄与することを基本方針とする。

設立2年目は、法人としての基盤を強固なものとし、堺市・枚方市等の行政、教育機関、および地域企業との連携をさらに深化させる。具体的には、主要事業である「未来の文房具アイデアコンテスト」の規模拡大や、オンラインコンテンツの拡充による全国的な教育サービスの普及を図る。

また、持続可能な運営体制を確立するため、会員数の増強と寄附金の獲得に努め、次世代を担う子どもたちが主体的に社会へ参画できる環境づくりを加速させる。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 子ども起業体験ワークショップの開催

【内容】 小中学生を対象に、協力企業の商品やサービスを題材として、子どもたちがグループごとにバーチャル会社を設立し、社名、理念、役割分担等を自ら考えながら、新たな商品又はサービスの企画立案及び提案を行う「こどもがつくるこどもの会社」等の起業体験ワークショップを実施する。

本事業では、企業活動の基本的な流れや役割を疑似的に体験しながら、身近な課題や社会のニーズに対して自分たちなりの解決策を考え、企画としてまとめる過程を通じて、子どもたちの創造力、主体性、協働力、課題解決力及びコミュニケーション力の育成を図る。

また、グループ討議、企画書作成、発表準備、プレゼンテーションコンペ及び振り返りまでを一連の学びとして実施することで、実践的な社会参加意識を育むとともに、自己肯定感及び挑戦意欲の向上につなげる。

【実施場所】 オンライン並びに堺市内の公共施設、貸会議室、地域交流施設、協力企業の会議室その他適切な場所

【実施日時】 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで(期間中1回)

【事業の対象者】 全国の小中学生、保護者、地域住民

【収入】 「こどもがつくるこどもの会社」(6時間×2日)

参加費：200,000円(10,000円×20名)

寄付金：30,000円

助成金：160,000円

計：390,000円

【支 出】協力企業謝礼：20,000円

人件費：160,000円（10,000円×8名×2日）
交通費：24,000円（1,500円×8名×2日）
会場費：30,000円（15,000円×2日 ※備品レンタル含む）
広告宣伝費：48,000円（PRESSリリース/PV/動画/チラシ制作・印刷）
教材作成費：30,000円（テキスト制作・印刷）
通信費：4,000円（参加者資料送付）
消耗品費：8,000円（賞状・ネームプレート）
計：324,000円

(2) 地域企業・専門家等と連携した教育プログラムの企画及び運営

【内 容】 地域企業、事業者、専門家その他関係団体と連携し、子どもたちが実社会の仕事や社会課題、多様な生き方及び働き方に触れながら学ぶことができる教育プログラムの企画及び運営を行う。

本事業では、協力企業等との連携による体験型学習に加え、専門家を講師に招いた社会学習プログラム「こども起業大学」等を実施し、子どもたちが起業家精神、社会理解、表現力及び課題解決力を育む機会を提供する。

また、講師及び協力先との連絡調整、実施体制の整備、プログラム内容の設計、広報、参加者募集、当日の運営並びに事後の振り返り等を一体的に行うことにより、継続的かつ地域に根差した教育活動を推進する。

必要に応じて保護者にも学びを共有できる機会を設け、家庭及び地域における教育理解の促進にもつなげる。

【実施場所】 オンライン並びに堺市内外の公共施設、貸会議室、教育施設、協力企業事業所
その他適切な場所

【実施日時】 成立の日から令和9年3月31日まで（期間中1回）

【事業の対象者】 全国の小中学生

【収 入】 「こども起業大学」

参加費：35,000円（1,000円×35名）
寄付金：10,000円
助成金：90,000円
計：135,000円

【支 出】 講師謝礼：12,000円

人件費：36,000円
会場費：5,000円
広告宣伝費：15,000円
教材作成費：11,000円
参加者記念品：10,000円
通信費：5,000円（記念品送料）
計：94,000円

(3) プレゼンテーション・発表会・展示会等の実施

【内 容】 子どもたちが自らの発想や学びの成果を社会に向けて発信する機会として、プレゼンテーション大会、発表会、展示会、作品コンテスト等を実施する。

本事業では、「文房具アイデアコンテスト」等を通じて、子どもたちが考案した文房具のアイデアを作品として応募及び発表し、その成果を来場者、審査員、協力企業その他関係者に広く紹介する機会を設ける。

応募、審査、発表準備、本番発表、表彰及び展示までの一連の過程を通じて、子どもたちの表現力、発信力、論理的思考力及び挑戦する力の育成を図るとともに、自らの考えや作品が社会に受け止められる経験を通じて、自信及び達成感の向上につなげる。

また、必要に応じて発表に向けた支援や助言を行い、子どもたち一人ひとりの成長を後押しするとともに、子どもの可能性や地域とのつながりを広く社会に発信する。

【実施場所】 オンライン並びに堺市内外の展示会場、イベント会場、公共施設、文化施設
その他適切な場所

【実施日時】 成立の日から令和9年3月31日まで（期間中1回）

【事業の対象者】 全国の小中学生

【収入】 「文房具アイデアコンテスト」
参加費：60,000円(1,000円×60名)
寄付金：80,000円
正会員会費：60,000円
賛助会員会費：15,000円
計：215,000円

【支出】 審査員謝礼：20,000円
賞品：34,000円(優勝賞品・参加賞)
人件費：20,000円(5,000円×4名)
交通費：34,000円(新幹線30,000円・在来線1,000円×4名)
会議費：10,000円(参加者打合せ用弁当代1,000円×10)
広告宣伝費：48,000円(PRESSリリース/PV/動画/チラシ制作・印刷)
控室レンタル：16,000円(備品含む)
通信費：3,000円
消耗品：4,000円
計：189,000円

(4) 教材・教育コンテンツの開発・普及

【内容】 子どもたちが起業家精神、社会理解、表現力及び課題解決力を継続的に学ぶことができるよう、教材及び教育コンテンツの開発並びに普及を行う。

本事業では、「こども起業大学」の講義内容を活用した録画アーカイブ配信や、子どもたちが繰り返し学習できる動画教材、ワークシートその他補助教材の整備を進め、地域や参加機会の有無にかかわらず学ぶことができる環境づくりを図る。また、発表力や伝える力の向上を目的として、子どもたちが段階的に学び、自らの成長を確認できるプレゼンテーション検定又は評価プログラムの開発及び実施を行い、学習意欲の向上と自己肯定感の醸成につなげる。

【実施場所】 オンライン並びに法人事務所、貸会議室その他教材及び教育コンテンツの開発・編集に適した場所

【事業の対象者】 主として小中学生とし、必要に応じてその保護者及び教育関係者

【収入】 教材利用料等：15,000円

助成金：38,000円

計：53,000円

【支出】 教材制作費：35,000円（テキスト・ビデオ制作・印刷）

人件費：8,000円

通信費：5,000円

消耗品費：3,000円

支払手数：2,000円

計：53,000円

(5) 子ども・保護者・教育関係者を対象とした講演・研修の実施

【内容】 子どもの主体性、創造力、表現力及び挑戦する意欲を育む教育の重要性について理解を上げるため、小中高生、その保護者及び教育関係者を対象とした講演会、研修会及び学習会等を実施する。

本事業では、子ども向けには社会や仕事への関心を高める学びの機会を提供し、保護者向けには家庭における子どもの挑戦の支え方や自己肯定感を育む関わり方について学ぶ機会を設ける。

また、教育関係者向けには、起業家精神教育の意義、実践事例、子どもの主体性を引き出す関わり方等に関する研修を行う。

これにより、子どもを取り巻く大人が共通理解を持ちながら成長を支える環境づくりを進めるとともに、地域社会全体で次世代を育成する基盤の形成に寄与する。

【実施場所】 オンライン並びに堺市内外の公共施設、教育施設、貸会議室、地域交流施設
その他適切な場所

【実施日時】 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで（期間中1回）

【事業の対象者】 小中高生、その保護者及び教育関係者

【収入】 参加費：10,000円

助成金：35,000円

計：45,000円

【支出】 講師謝礼：10,000円

人件費：8,000円

会場費：5,000円

広告宣伝費：4,000円

資料作成費：13,000円

通信費：3,000円

計：43,000円

初年度活動予算書
 成立の日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人キッドプレナーラボ
 (単位:円)

| 科目 | 金額 | | |
|---|---------|---------|---------------|
| I 経常収益 | | | |
| 1. 受取会費 | | | |
| 正会員受取会費 | 60,000 | | |
| 賛助会員受取会費 | 15,000 | | |
| | | 75,000 | |
| 2. 受取寄附金 | | | |
| 受取寄附金 | 110,000 | | |
| 施設等受入評価益 | 0 | | |
| | | 110,000 | |
| 3. 受取助成金等 | | | |
| 受取民間助成金 | 230,000 | | |
| | | 230,000 | 子どもゆめ基金等 |
| 4. 事業収益 | | | |
| 子ども起業体験ワークショップの開催事業 | 160,000 | | |
| <small>地域企業・専門家等と連携した教育プログラムの企画及び運営事業</small> | 30,000 | | 10,000円×16名 |
| <small>プレゼンテーション・発表会・展示会等の実施事業</small> | 50,000 | | 1,000円×30名 |
| | | 240,000 | 1,000円×50名 |
| 5. その他収益 | | | |
| 受取利息 | 0 | | |
| 雑収益 | 0 | | |
| | | 0 | |
| 経常収益計 | | 655,000 | |
| II 経常費用 | | | |
| 1. 事業費 | | | |
| (1) 人件費 | | | |
| 給料手当 | 170,000 | | |
| 法定福利費 | 0 | | |
| 退職給付費用 | 0 | | |
| 福利厚生費 | 0 | | |
| 人件費計 | | 170,000 | |
| (2) その他経費 | | | |
| 会議費 | 10,000 | | |
| 旅費交通費 | 52,000 | | |
| 施設等評価費用 | 0 | | |
| 減価償却費 | 0 | | |
| 支払利息 | 0 | | |
| 諸謝金 | 50,000 | | |
| 会場使用料 | 51,000 | | |
| 広告宣伝費 | 105,000 | | |
| 通信費 | 10,200 | | |
| 消耗品費 | 8,000 | | |
| 賞品費 | 40,600 | | |
| 業務委託費 | 38,000 | | |
| 支払手数料 | 0 | | |
| その他経費計 | | 364,800 | |
| 事業費計 | | 534,800 | |
| 2. 管理費 | | | |
| (1) 人件費 | 0 | | |
| 役員報酬 | 0 | | |
| 給料手当 | 0 | | |
| 法定福利費 | 0 | | |
| 退職給付費用 | 0 | | |
| 福利厚生費 | 0 | | |
| 人件費計 | | 0 | |
| (2) その他経費 | | | |
| 会議費 | 0 | | |
| 旅費交通費 | 0 | | |
| 減価償却費 | 0 | | |
| 支払利息 | 0 | | |
| 通信費 | 44,000 | | |
| その他経費計 | | 44,000 | Zoom利用料・HP維持費 |
| 管理費計 | | 44,000 | |
| 経常費用計 | | 578,800 | |
| 当期経常増減額 | | 76,200 | |

| | | |
|-------------|---|---------|
| III 經常外収益 | | |
| 1. 固定資産売却益 | 0 | 0 |
| 經常外収益計 | | 0 |
| IV 經常外費用 | | |
| 1. 過年度損益修正損 | 0 | 0 |
| 經常外費用計 | 0 | 0 |
| 当期正味財産増減額 | | 76,200 |
| 設立時正味財産額 | | 819,852 |
| 次期繰越正味財産額 | | 896,052 |

翌年度活動予算書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人キッドプレナーラボ
(単位:円)

| 科目 | 金額 | |
|---|---------|---------------|
| I 経常収益 | | |
| 1. 受取会費 | | |
| 正会員受取会費 | 60,000 | |
| 賛助会員受取会費 | 15,000 | |
| | | 75,000 |
| 2. 受取寄附金 | | |
| 受取寄附金 | 120,000 | |
| 施設等受入評価益 | | |
| | | 120,000 |
| 3. 受取助成金等 | | |
| 受取民間助成金 | 323,000 | |
| | | 323,000 |
| 4. 事業収益 | | |
| 子ども起業体験ワークショップの開催事業 | 200,000 | |
| <small>地域企業・専門家等と連携した教育プログラムの企画及び運営事業</small> | 35,000 | |
| プレゼンテーション・発表会・展示会等の実施事業 | 60,000 | |
| 教材・教育コンテンツの開発・普及事業 | 15,000 | |
| <small>子ども・保護者・教育関係者を対象とした講演・研修の実施事業</small> | 10,000 | |
| | | 320,000 |
| 5. その他収益 | | |
| 受取利息 | 0 | |
| 雑収益 | 0 | |
| 経常収益計 | | 838,000 |
| II 経常費用 | | |
| 1. 事業費 | | |
| (1) 人件費 | | |
| 給料手当 | 232,000 | |
| 法定福利費 | 0 | |
| 退職給付費用 | 0 | |
| 福利厚生費 | 0 | |
| 人件費計 | | 232,000 |
| (2) その他経費 | | |
| 会議費 | 10,000 | |
| 旅費交通費 | 58,000 | |
| 施設等評価費用 | 0 | |
| 減価償却費 | 0 | |
| 支払利息 | 0 | |
| 諸謝金 | 62,000 | |
| 会場使用料 | 56,000 | |
| 広告宣伝費 | 115,000 | |
| 通信費 | 20,000 | |
| 消耗品費 | 15,000 | |
| 賞品費 | 44,000 | |
| 業務委託費 | 89,000 | |
| 支払手数料 | 2,000 | |
| その他経費計 | | 471,000 |
| 事業費計 | | 703,000 |
| 2. 管理費 | | |
| (1) 人件費 | | |
| 役員報酬 | 0 | |
| 給料手当 | 0 | |
| 法定福利費 | 0 | |
| 退職給付費用 | 0 | |
| 福利厚生費 | 0 | |
| 人件費計 | | 0 |
| (2) その他経費 | | |
| 会議費 | 0 | |
| 旅費交通費 | 0 | |
| 減価償却費 | 0 | |
| 支払利息 | 0 | |
| 通信費 | 44,000 | |
| その他経費計 | | 44,000 |
| 管理費計 | | 44,000 |
| | | Zoom利用料・HP維持費 |

| | | | |
|-------------|--|---------|--|
| 經常費用計 | | 747,000 | |
| 当期經常增減額 | | 91,000 | |
| III 經常外收益 | | | |
| 1. 固定資產売却益 | | 0 | |
| 經常外收益計 | | 0 | |
| IV 經常外費用 | | | |
| 1. 過年度損益修正損 | | 0 | |
| 經常外費用計 | | 0 | |
| 当期正味財産増減額 | | 91,000 | |
| 前期繰越正味財産額 | | 896,052 | |
| 次期繰越正味財産額 | | 987,052 | |